
重点4 環境の保全に資する農業の促進

4-1 環境保全型農業の促進

1 山梨県環境保全型農業基本方針(農業技術課)

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が盛んとなり、全国に誇りうる生産性の高い農業が展開されています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」を策定し(平成11年度に改訂)、生産性の維持と農業経営の安定を基本に、自然との調和を図りながら、土づくりの推進、化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。

平成19年度には、本県農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス大綱」を受けて、また、農家での削減実態を分析し、環境保全型農業をより浸透させ、実効性のあるものとするため、平成28年を目途に化学肥料・化学合成農薬の使用量・使用回数を50%低減、ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減する目標を掲げ環境保全型農業を推進しています。

2 環境保全型農業の総合的な推進

(1) 推進の背景と趣旨(農業技術課)

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、近年、欧米諸国や中国では、農業に起因すると見られる硝酸性窒素等による地下水汚染が報告され、その対策が大きな環境問題となっています。我が国では、水質浄化機能のある水田での稲作農業が中心であることから、問題は少ないものとされていましたが、野菜産地や酪農地帯での地下水汚染が顕在化している地域も見られております。

このような事態を受け、環境問題に適切に対処するため、平成5年に「環境基本法」が制定されました。農業分野においては、平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」に位置づけられた「農業の自然循環機能の維持増進」を受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、持続農業法という)」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定され、環境に配慮した持続可能な農業の展開を求める動きが強まっております。

本県においても、樹園地を中心に保水力、保肥力の優れた緩衝能力の高い土づくりを基本として、適正な施肥や土壌管理を行うなかで、硝酸性窒素の地下浸透を軽減するといった環境へのプラスの機能を増進するとともに、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた「環境保全型農業」の推進を図るものです。

(2) 環境保全型農業の推進状況(農業技術課)

県では、県、農業団体等関係者で構成する環境保全型農業推進協議会を開催し、官民一体となって環境保全型農業を推進しています。また、地域における環境保全型農業の取り組みに対して助成するなど、環境保全型農業の実践地域を支援しています。

年度	地域環境保全型農業推進方針 策定市町村	市町村バイオマスタウン構想 策定市町村	環境保全型農業実践地区 整備事業導入実績	農地・水・環境保全向上 営農活動実施地区	環境保全型農業直接支払補助金 実施市町村
H6	高根町				
H7	甲西町、牧丘町、八代町、上九一色村、南部町、須玉町、道志村、大月市		牧丘町(笛川農業協同組合土壌分析機器)		
H8	武川村、河口湖町		須玉町(須玉町アイガモ農法研究会:集団飼育場)		
H9	若草町、田富町、勝沼町、石和町、下部町、富次町、都留市、明野村		田富町(田富養液栽培研究会:トマト養液循環処理施設)		
H10	玉穂町、山梨市、一宮町、韮崎市		一宮町(下矢作りサイクル農法研究会:生ごみ堆肥施設)		
H11	三富村、三珠町、小淵沢町、上野原町				
H12	春日居町、双葉町		勝沼町(フルーツ山梨農業協同組合:堆肥製造施設)		
H13	小菅村				
H14					
H15					
H16					
H17		早川町、山梨市			
H18					
H19		笛吹市、韮崎市		南アルプス市(2地区)、韮崎市、山梨市	
H20				南アルプス市(3地区)、韮崎市、山梨市、笛吹市	
H21		道志村、都留市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、増穂町	
H22		南アルプス市、北社市		南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	
H23				南アルプス市(3地区)、韮崎市(2地区)、山梨市(2地区)、笛吹市(2地区)、富士川町	甲府市、韮崎市、北社市、山梨市、富士吉田市、上野原市、道志村

(3) 持続農業法による認定農業者(エコファーマー)の認定促進(農業技術課)

環境保全型農業の一層の促進を図るため、平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稲などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表し、認定の推進に努めて参りました。また、平成18年4月には、温湯種子消毒技術など省令で指定された新たな技術を加え改訂いたしました。

エコファーマーの認定を通じ、たい肥や有機質肥料の施用による土づくりや、機械除草によって除草剤を使わない等の生産方式を行う農家は、平成24年3月現在で認定者数は7,366件となり、販売農家数に対する認定者の割合は36.8%で全国的に見ても高い水準にあり、環境への負荷を低減する農業に積極的に取り組まれています。

(4) 有機性資源循環利用の推進(農業技術課)

農業分野での環境にやさしい循環システムの実現には、家畜ふん尿の有効利用や、果樹剪定枝、生ゴミ等の未利用資源の利活用により、農業の持つ自然循環機能を維持、増進し、環境と共生する農業の実現を図ることが重要です。

このため、本県では、平成13年度に未利用かつ有用な有機性資源について、たい肥化や畜産飼料としての利活用などの目標を明記した山梨県有機性資源循環利用マスタープランを策定し、その後、平成16年度に各種資源の利用目標数値を見直して「バイオマス総合利活用マスタープラン」としました。このマスタープランを基に、市町村のバイオマスタウン構想の策定を支援し、平成23年度末までに8市町村で構想が策定され、森林資源の燃料化という分野を含めた、特色のある取組が進められております。

(5) 環境保全型農業の技術実証(農業技術課)

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、総合農業技術センター及び果樹試験場が主体となってエコ技術実証ほを県内4箇所を設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、このような低減栽培を地域ぐるみで推進する「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度から始まり、モモ、スモモの果樹や野菜、及び水稻の作目を対象に延べ10地区において、堆肥や有機質肥料の利用による化学肥料の50%低減栽培と、性フェロモン剤や機械除草、温湯種子消毒の技術を活用しながら化学合成農薬の50%(果樹は30%)低減栽培が実践されています。また、環境保全型農業を実施している農家に対する直接支払いによる支援を平成23年度から新たに開始し、7市村で取り組みが開始されました。

各施策を地域の実情に応じて推進し、環境保全型農業の点・個的取組を、面・産地での取組へと発展させるよう支援を行っています。

(6) 有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」の施行を受けて、平成21年3月に策定した「山梨県有機農業推進計画」に基づく施策を展開しています。県民に有機農業を啓発する推進大会の開催、有機農業技術を普及するための現地実証ほの設置、販売開拓に取り組む集団への助成などの支援を行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で構成する有機農業推進協議会を開催し、施策への意見を踏まえながら環境保全型農業の一形態である有機農業を推進しています。

(7) 農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹食品流通課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用

農業用廃プラスチックの処理状況(単位:t)

項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
回収量	1,153	1,207	1,230	1,361	1,044	995	777	704	697	672
処理量	1,230	1,262	1,195	1,334	1,154	871	901	727	772	638

プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っています。

(8) 甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹食品流通課)

県内で生産される農産物に対し、2006年の栽培を基準として、化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

○平成23年度事業実施内容

- ・新規認証基準の策定 4品目、5作型
- ・認証制度のPR(チラシ、ティッシュの配布)
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績 14品目、35件



4-2 美しい農村づくりの促進

1 環境に配慮した農村の整備(耕地課)

(1) 地域環境整備事業

本事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)の保全、回復を図るとともに、そうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。平成23年度は、増穂西部地区(富士川町)で事業を実施しました。

(2) 地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成23年度は、竜王地区(甲斐市)、台ヶ原地区(北杜市)、竜ヶ池地区(甲府市)で事業を実施しました。